

# 公益財団法人横浜企業経営支援財団 横浜知財みらい企業支援事業実施要綱

制 定 平成 30 年 4 月 2 日  
最近改正 令和 8 年 6 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、経営に貢献する知的財産活動に積極的に取り組む企業の支援を行っていくことで、独自の技術やサービスをいかし、付加価値が高く、国際競争力のある新技術・新製品等を次々と創造する企業を育成し、横浜経済のさらなる活性化を図っていくことを目的として、横浜知財みらい企業の認定その他を公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が実施するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 横浜知財みらい企業 知的財産活動を通じて経営基盤を強化し、未来に向けて成長を志向する企業であって、この要綱の規定に基づき認定を受けた企業をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者（個人事業主を除く。）をいう。
- (3) 知的財産 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。
- (4) 知的財産活動 知的財産制度を利用して競争力を強化する企業活動をいう。
- (5) 営業秘密 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 6 項に定めるものをいう。
- (6) 本社 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条に定める商業登記簿で本店として登記されている事業所であるか否かを問わず、全社的な管理業務を統括する機能を有し、組織全体の業務運営について意思決定・指揮・管理を行う中心的な機能を備え、人的・物的体制を伴って実際に事業活動が行われている事業所のことをいう。
- (7) 倒産等 企業が、銀行等取引停止処分、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立て、信用保証協会による代位弁済の実行（代位弁済見込みを含む。）のいずれかの状況、又は、企業活動の継続が困難な状況に該当することが、当該企業、国、地方公共団体、金融機関、調査会社等からの情報により確認できる場合をいう。
- (8) 市税 横浜市の市税のうち、法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税をいう。

(事業の内容等)

第 3 条 この要綱で実施する事業の内容等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経営に貢献する知的財産活動の定着状況に関する評価
  - (2) 横浜知財みらい企業の認定
  - (3) 前号の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）に対する広報支援
  - (4) 横浜知財みらい企業の認定申請をしようとする企業等に対するコンサルティング支援
  - (5) 前各号のほか、この要綱に基づく事業の実施に関し必要な業務
- 2 この要綱に基づく事業で対象とする知的財産は、前条第 3 号に定める権利等のうち特許権、実用新案権及び意匠権（それぞれ出願中のものを含む。）とする。

3 前項に規定する知的財産には、それらを補完するものとして、営業秘密、独自の技術やサービス等をノウハウとして保有し、かつ、社内規定に基づき、漏えい防止等の必要な処置を講じて管理しているものを含むこととする。

4 前項のノウハウの内容等は、次の各号の、いずれかに該当するものとする。

- (1) 独自に開発又は取得した技術に関する情報
- (2) 提供するサービスの内容、手法及び運用に関する情報
- (3) 業務上知り得た顧客情報及び取引情報
- (4) 外部に開示することにより、競争上の地位に影響を与える情報
- (5) 前各号に準ずる情報で、理事長が認めたもの

(申請者の要件)

第4条 横浜知財みらい企業の認定申請をしようとする者は、創作的な活動を通じて、独自の技術やサービス等を展開している中小企業であって、申請時点において次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 横浜市内に本社があること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 倒産等の状況にないこと。
- (4) 前条第2項に係る知的財産を有していること。
- (5) 前号に係る知的財産を管理する部署や担当等を設けていること。
- (6) 同一の年度（公益財団法人横浜企業経営支援財団定款第6条に規定する事業年度をいう。以下同じ。）内に、前条第1項第1号に規定する評価を受けていないこと。
- (7) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次のいずれにも該当していない者（役員を含む。）であること。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、この号において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者（申請資格者）

- (8) 前各号のほか、財団理事長（以下「理事長」という。）が定める条件を満たしていること。

(認定の申請)

第5条 横浜知財みらい企業の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を理事長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 横浜知財みらい企業評価・認定申請書（第1号様式）
- (2) 横浜知財みらい企業事業計画書（第2号様式）
- (3) 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本変動計算書、個別注記表等）（直近3期分、前年度申請企業は直近1期分でも可）
- (4) 残高試算表（申請日の前々月分）
- (5) 直近1年分の市税納税証明書（法人市民税が非課税の場合には、滞納がないことの証明書。）た

だし、1年以内に横浜市内に移転又は横浜市内で創業した場合は、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条第1項第2号に定める履歴事項証明書のうち閉鎖されていない登記事項の全てが記載されているもの（申請日前3か月以内に発行されたもの）

- (6) 役員名簿（第3号様式）
- (7) 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税科目がある場合）（第4号様式）
- (8) 履歴事項全部証明書（商業登記簿）
- (9) 前各号のほか、理事長が必要と認める書類

（認定の手続き）

第6条 認定の手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長は、前条に定める必要書類を受理の上、速やかに評価を行う。その際理事長は、評価に係る事務を専門機関に委託することができる。
  - (2) 理事長は、次条に定める認定委員会において、経営に貢献する知的財産活動の定着状況に関する評価を行い、一定水準以上と認められる企業を横浜知財みらい企業として認定する。
- 2 理事長は、前項の手続きの結果、認定することとなった者に対し、横浜知財みらい企業認定通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の手続きの結果、認定に至らなかった者に対し、横浜知財みらい企業評価結果通知書（第6号様式）によりその旨を通知するものとする。

（認定委員会の開催等）

第7条 認定委員会の開催等に関する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会の委員は、理事長が委嘱した別表に掲げる者により構成し、委員の任期は、任期開始日以後に最初に到来する3月31日までとする。
- (2) 委員会（委員が一堂に会する場合のほか、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる手段を活用して開催する場合を含む。以下同じ。）は、委員長が招集する。
- (3) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- (4) 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、書面による委任状を提出の上、当該出席できない委員の所属する団体の他の者を代理人として出席させることができる。
- (5) 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (6) 第2号から前号までの規定にかかわらず、緊急を要するとき又はその他やむを得ない事由があるときで、委員長が委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

（認定証の交付）

第8条 理事長は、第6条第2号に基づき認定した企業に対し、横浜市長との連名による認定証を交付するものとする。

(呼称の使用)

第9条 横浜知財みらい企業の呼称及びロゴマークは、横浜知財みらい企業に認定されたものののみが使用できる。

2 呼称及びロゴマークの使途は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定企業のWebサイト及び紙媒体の内部・外部広報用冊子への掲載
- (2) 認定企業の役員・従業員等の名刺への刷り込み
- (3) 前各号のほか、理事長が認めたもの

(認定後の変更手続き)

第10条 認定企業は、次の各号のいずれかに変更があった場合は、理事長に対し、速やかに変更届（第7号様式）を提出しなければならない。

- (1) 会社名
- (2) 代表者名
- (3) 本社所在地
- (4) 前各号のほか、理事長が必要と認めた事項

(認定の取下)

第11条 認定企業は、第8条に定める認定証の交付を受けた後に、第4条各号の要件を満たさなくなった場合は、理事長に対し、速やかに認定取下届（第8号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消し及び撤回)

第12条 認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取消することができる。

- (1) 日本の法令又はこの要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段によって認定を受けたとき
- (3) 公序良俗に反する行為があると認められるとき

2 認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を撤回することができる。

- (1) 第4条各号の要件を満たさなくなったと認められるとき（前条による届の提出があった場合を除く）。
- (2) 破産法による破産の申立て、会社更生法による更生手続の開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社法による特別清算開始の申立て又はその他経営上の事由で実施計画に沿って事業を行うことが困難と認められる場合

3 理事長は、前項の規定により、評価・認定を取り消す場合は、認定企業に対し、横浜知財みらい企業認定取消し通知書（第9号様式）によりその旨を通知するものとする。

4 理事長は、第2項の規定により、認定を撤回する場合は、認定企業に対し、横浜知財みらい企業認定撤回通知書（第10号様式）によりその旨を通知するものとする。

(警察本部長への照会)

第13条 理事長は、第5条の規定により認定を受けようとする者及び認定企業が、第4条第7号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。

(市税の納税状況等の照会)

第14条 理事長は、第5条の規定により認定を受けようとする者及び認定企業の市税の納税状況等について、当該者の同意に基づき、この要綱に基づく事業を所管する横浜市の担当課を経て、横浜市総務局長に対して照会することができる。

(事後調査等への協力)

第15条 認定企業は、理事長が必要と認める実地、書面等による調査に協力するものとし、これに応じないときは、理事長は、当該認定の継続を見直す場合がある。

(改廃)

第16条 この要綱の改廃は、事務決裁規程に基づく者の決裁により行う。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。ただし、第7条第1号別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に認定を受けている企業の認定期間は、理事長が別段の定めをした場合を除き、認定の日から起算して2年間とする。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に認定を受けている企業が、この要綱の施行の日以後に認定の更新をしようとするときの取扱いは、改正前の要綱第7条の規定を適用する。この場合において、同要綱第7条第1項中「認定が5回以上の企業については」とあるのは「認定の更新をしようとする認定企業は」と、「(第9号様式)」とあるのは「(第1－2号様式)」と、同様式中「横浜市長」とあるのは「公益財団法人横浜企業経営財団理事長」と、「横浜知財みらい企業の認定更新を希望するため次の通り申請します。」とあるのは「横浜知財みらい企業の認定を更新したいので、次の書類を添えて申請します。」と、「知的財産活動の状況、産業財産権取得状況」とあるのは「知的財産活動の状況及び産業財産権取得状況」と、「滞納がない証明書」とあるのは「滞納がないことの証明書」と、第2項中「第4条で定める要件に適合しない」とあるのは「第4条各号の要件を満たさない」と、第3項及び第4項中「第6(2)」とあるのは「次条」と改めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月23日から施行する。

別表（第7条関係）

|     |                  |           |
|-----|------------------|-----------|
| 委員長 | 公益財団法人横浜企業経営支援財団 | 事務局長      |
| 委員  | 公益財団法人横浜企業経営支援財団 | 経営支援部長    |
|     | 横浜市経済局中小企業振興部    | ものづくり支援課長 |
|     | 中小企業診断士          | （外部専門家）   |

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

年度横浜知財みらい企業評価・認定申請書

（申請先）

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

（申請者）

所在地 〒

会社名

代表者役職

氏 名

横浜知財みらい企業の評価・認定受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 横浜知財みらい企業事業計画書（第2号様式）
- 2 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本変動計算書、個別注記表等）（直近3期分、前年度申請企業は1期分でも可）
- 3 残高試算表（申請日の前々月までのもの）
- 4 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- 5 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 6 直近1年分の市税（法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書  
※法人市民税が非課税の場合は、滞納がないことの証明書  
※1年以内に、市内に移転又は創業した場合は、履歴事項全部証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- 7 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税科目がある場合）（第4号様式）
- 8 脱炭素取組宣言（横浜市）をすること（している）

|                      |       |                       |      |        |                |       |   |
|----------------------|-------|-----------------------|------|--------|----------------|-------|---|
| 第2号様式(第5条関係)         |       |                       |      |        |                |       |   |
| 横浜知財みらい企業事業計画書       |       |                       |      |        |                |       |   |
|                      |       |                       |      |        |                | 年 月 日 |   |
| 1 企業概要               |       |                       |      |        |                |       |   |
| 項 目                  |       | 概 要                   |      |        |                |       |   |
| フリガナ                 |       |                       |      |        |                |       |   |
| 会 社 名                |       |                       |      |        |                |       |   |
| 代 表 者                | 役職名   |                       | フリガナ |        |                | 年 代   | 代 |
|                      |       |                       | 氏 名  |        |                |       |   |
| 本 社 所 在 地            |       |                       |      |        |                |       |   |
| 所 在 地                |       |                       |      |        |                |       |   |
| 設 立 年                |       | (和暦) 年 (西暦 年)         |      |        |                |       |   |
| 資 本 金                |       | 千円                    |      |        |                |       |   |
| 業 種                  |       |                       |      |        |                |       |   |
| 事 業 内 容              |       | (150文字まで、簡潔に記載してください) |      |        |                |       |   |
| 主 要 製 品<br>・ サ ー ビ ス |       | (150文字まで、簡潔に記載してください) |      |        |                |       |   |
| 人 員                  | 役 員   | 名                     | 社 員  | 名      | パート<br>・ アルバイト | 名     |   |
| 主 要 株 主              | 株 主 名 |                       | 株式数  | シェア(%) | 役員・会社との関係      |       |   |
|                      |       |                       |      |        |                |       |   |
|                      |       |                       |      |        |                |       |   |
|                      |       |                       |      |        |                |       |   |
|                      |       |                       |      |        |                |       |   |
| 担 当 者                | 役職名   |                       | フリガナ |        |                |       |   |
|                      |       |                       | 氏 名  |        |                |       |   |
| 連 絡 先                | TEL   |                       |      | FAX    |                |       |   |
| E - m a i l          |       |                       |      |        |                |       |   |
| U R L                |       |                       |      |        |                |       |   |
| 主 要 販 売 先            |       |                       |      |        |                |       |   |
| 主 要 仕 入 先            |       |                       |      |        |                |       |   |
| その他関係機関              |       |                       |      |        |                |       |   |
| ※会社案内等があれば添付してください。  |       |                       |      |        |                |       |   |

## 2 主要製品等イメージ

[illegible]

### 3 事業計画の目指すもの

[illegible]

## 4 組織図

A blank sheet of white graph paper with a light gray grid. The grid consists of small squares, approximately 1 cm by 1 cm. A vertical margin line is present on the left side, creating a narrow left margin. The top edge of the page has faint, evenly spaced tick marks along the horizontal axis.

| 5 収支実績・計画  |      |     |     | (単位:千円) |     |     |
|------------|------|-----|-----|---------|-----|-----|
|            | 過去3期 |     |     | 当期      | 来期  | 来々期 |
| 年/ 月期      | / 期  | / 期 | / 期 | / 期     | / 期 | / 期 |
| 売上高(事業別)   |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
| 合 計        | 0    | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
| 売上総損益(事業別) |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
| 合 計        | 0    | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
| 営業損益(事業別)  |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
| 合 計        | 0    | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
| 経常利益       |      |     |     |         |     |     |
| 税引き前損益     |      |     |     |         |     |     |
| 当期損益       |      |     |     |         |     |     |
| 【収支計画の概要】  |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |
|            |      |     |     |         |     |     |



| 7 知的財産活動の状況 |                                                                         |     |    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| No.         | 質問項目                                                                    | 回答欄 | 備考 |
| 1           | 知的財産活動を行っていますか？                                                         |     |    |
| 2           | (1.がYESの場合)知的財産活動は、経営戦略上においてどのような目的で行っていますか？（＝知的財産活動にどのような効果を期待していますか？） |     |    |
| 3           | 知的財産活動に関して、明文化された指針がありますか？                                              |     |    |
| 4           | 社内に以下の規程・様式類が存在しますか？                                                    |     |    |
|             | 職務発明規程                                                                  |     |    |
|             | 職務発明等に関する報奨制度                                                           |     |    |
|             | 営業秘密管理規程                                                                |     |    |
|             | 発明提案の様式                                                                 |     |    |
|             | 知的財産権のライセンスに関する契約書の様式                                                   |     |    |
|             | 共同研究・共同開発に関する契約書の様式                                                     |     |    |
|             | 知的財産に関する研修制度                                                            |     |    |
| 5           | 社内に知的財産業務の担当者を配置していますか？                                                 |     |    |
|             | 担当者は何名ですか？                                                              | 名   |    |
| 6           | 知的財産に関する社外の専門家との関係を築いていますか？                                             |     |    |
|             | (知的財産に対応可能な)弁護士                                                         |     |    |
|             | 弁理士                                                                     |     |    |
| 7           | 製品・サービス開発の際に先行技術調査を行っていますか？                                             |     |    |
| 8           | 新商品等の商品名やロゴを決定する際に商標調査を行っていますか？                                         |     |    |

## 8 産業財産権取得状況

| 項 目   | 登 録 | 出 願 中 | 備 考 |
|-------|-----|-------|-----|
| 特許権   | 件   | 件     |     |
| 実用新案権 | 件   | 件     |     |
| 意匠権   | 件   | 件     |     |
| 商標権   | 件   | 件     |     |

[illegible]

第3号様式（第5条関係）

役員名簿

年 月 日現在の役員

| 役職名 | フリガナ<br>氏 名<br>(登記上) | 左欄が通称・旧<br>姓である場合は<br>フリガナ<br>本名 | 生年月日<br>(大正 T,昭和 S,平成 H) | 性別<br>(男・女) | 住 所 |
|-----|----------------------|----------------------------------|--------------------------|-------------|-----|
| 代表者 |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |
|     |                      |                                  | T<br>S<br>H . . .        |             |     |

代表者又は役員に暴力団員がいないこと等を確認するため、要綱の規定に基づき、上記に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

会社名

代表者役職

氏 名

第4号様式（第5条関係）

（＊下記の税につき、非課税科目がある場合のみ提出してください）

非 課 税 確 認 同 意 書

| 該当の有無<br>(非課税の場合は○) | 税 目          |
|---------------------|--------------|
|                     | 事 業 所 税      |
|                     | 固定資産税及び都市計画税 |

＊法人市民税については、非課税の場合は「滞納がないことの証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市総務局税務課に照会することについて、同意します。

年 月 日

所 在 地  
会 社 名  
代表者役職  
氏 名

印

| 事業所名 | 所在地 |
|------|-----|
|      |     |
|      |     |
|      |     |

＊横浜市内に所在する全て事業所（事務所、店舗、工場など）について記載してください。

＊記載欄が不足した時は適宜追加してください。

横企 第 号  
年 月 日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

年度横浜知財みらい企業認定通知書

年 月 日付けで申請のありました横浜知財みらい企業に係る評価・認定につきましては、要綱第6条第1項の規定に基づく評価等の結果、次のとおりの評価点とし、横浜知財みらい企業として認定することとなりましたので、同第2項の規定に基づき通知します。

1 評価点

\_\_\_\_\_点

2 認定有効期間

年 月 日～

3 認定の条件

提出された書類その他附属資料及び申告内容に虚偽があった場合は、評価・認定を取り消す場合があります。

また、申請要件を満たさなくなった場合は、認定を撤回する場合があります。

第6号様式（第6条関係）

横企 第 号  
年 月 日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

年度横浜知財みらい企業評価結果通知書

年 月 日付けで申請のありました横浜知財みらい企業に係る評価・認定につきましては、要綱第6条第1項の規定に基づく評価等の結果、貴社の評価点は次のとおりとなり認定には至りませんでした。よって、要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

評価点

\_\_\_\_\_点

年度横浜知財みらい企業 変更届

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

所 在 地 〒

会 社 名  
代表者役職  
氏 名

印

次の内容に変更が生じたので、要綱第 10 条の規定に基づき届け出ます。

| 変更事項<br>※該当項目に○ |  | 変更後 | 変更前 | 変更年月日 |
|-----------------|--|-----|-----|-------|
| 会 社 名           |  |     |     |       |
| 代 表 者 名         |  |     |     |       |
| 本社所在地           |  |     |     |       |
| そ の 他           |  |     |     |       |

年 月 日

年度横浜知財みらい企業 認定取下届

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

所 在 地 〒

会 社 名

代表者役職

氏 名

印

横浜知財みらい企業の認定につきましては、次の理由により取り下げたいので届け出ます。

1 取下げ理由

\_\_\_\_\_

2 取下げ事由の発生年月日

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

第9号様式（第12条関係）

横企 第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

年度横浜知財みらい企業認定取消し通知書

横浜知財みらい企業の認定につきましては、次の事由が生じたため、要綱第12条第3項の規定に基づき、貴社の評価及び認定を取り消します。

取消し事由： \_\_\_\_\_

第 10 号様式（第 12 条関係）

横企 第 号  
年 月 日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長

年度横浜知財みらい企業認定撤回通知書

横浜知財みらい企業の認定につきましては、次の事由が生じたため、要綱第12条第4項の規定に基づき、貴社の認定を撤回します。

撤回事由

---